

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「社会の公器として、永続する事業体となる。」という企業目的に基づき、当社のサービスを通じて、お客様に常に新しい価値を提供し続ける企業を目指し、経営の効率化を高めつつ、地域社会・お客様・取引先等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすために、コーポレートガバナンスの整備・拡充を進めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4議決権の電子行使、招集通知の英訳】

< 議決権の電子行使 >

議決権行使の電子化対応につきましては、今後とも株主構成を勘案し、費用対効果も含めて引き続き検討してまいります。

< 招集通知の英訳 >

現時点での当社株主の海外投資家等の比率は極めて低いため、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の海外投資家等の比率を考慮しながら検討してまいります。

【補充原則1 - 2 - 5信託銀行等の名義で株式保有する株主の株主総会の出席対応】

当社は、株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としており、信託銀行等の名義で株式を保有する方等の議決権行使等は認めておりません。しかし今後の実質株主の動向や情勢を注視し、信託銀行等と協議しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2情報開示の充実】

当社の株主における海外投資家の状況等を勘案し、招集通知を含めた英語での情報提供・開示について引き続き検討を進めています。

【補充原則4 - 10 - 1任意の仕組みの活用】

取締役の選任・報酬の検討にあたり、現在は諮問機関を設置していませんが、後は、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役を含めた諮問機関を設置し、適切な関与・助言を得ることを検討中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4政策保有株式】

当社が上場株式を新規に政策保有するに際しては、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認の上、これを実施いたします。

政策保有株式を保有した場合、新規保有時と同様の検討を定期的に行い、保有継続の是非を判断することとしております。検証の結果、継続保有する必要がないと判断される株式は売却を進めるなど、政策保有の縮減を図ります。

また、当社は、議決権の行使を政策保有先の企業価値を向上させる重要な手段と捉えております。画一的な基準で賛否を判断するのではなく、中長期的な視点で企業価値向上・株主還元向上につながるかどうかを判断基準として議決権の行使を行っています。

【原則1 - 7関連当事者間の取引】

当社役員、子会社、主要株主等、関連当事者との取引が発生する場合は、法令等の定め及び社内規則に従い、取締役会等にて承認、確認等を行っています。

【原則2 - 6企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の運用等の制度はなく、財政状態への影響はありません。

企業年金を実施する場合には、企業年金のアセットオーナーとして期待される役割を認識した上で、責任ある行動に取り組んでまいります。

【原則3 - 1情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や目標とする経営指標、中期経営計画については、当社ホームページや有価証券報告書にて公表しています。

経営理念

<https://www.smartvalue.ad.jp/company/philosophy.html>

経営指標および中期計画

<https://www.smartvalue.ad.jp/ir/index.html#tab5>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1. 基本的な考え方」および「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬等決定の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)」にて開示するほか、当社ホームページや有価証券報告書等にて公表しています。

()経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役の報酬に関する方針及び決定方法については、本報告書の「1.報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」および有価証券報告書にて開示しています。

なお、当社取締役の報酬は、取締役会の委任を受けて社長が決定しています。

()経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名については、取締役会が定めた「取締役に求められる資質」「監査役に求められる資質」に基づき、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験および能力、並びに会社や個人の業績等を踏まえた総合的な評価により取締役会にて決定しています。

「取締役に求められる資質」

- 1.当社の経営理念・ビジョンへの深い理解と共感を有すること
- 2.持続的成長と中長期的企業価値向上への貢献を果たせること。
- 3.全社的視点を持ち、そのための豊富かつ幅広い経験、高い見識・専門性を有すること。
- 4.取締役会の一員として独立した客観的立場から経営・業務執行を監督できること。

「監査役に求められる資質」

- 1.当社の経営の健全性確保に貢献できること。
- 2.独立した客観的な立場において公正かつ適切な判断を行う能力を有すること。
- 3.能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において、あるいは経営陣に対して、適切に意見を述べるができること。
- 4.当社事業並びに会社経営に精通し、または、豊富かつ幅広い経験、高い見識・専門性を有すること。
- 5.監査役のうち少なくとも1名に関しては財務・会計に関する相当程度の知見を有すること。

取締役解任にあたっては、職務執行における法令・定款違反行為、心身の故障、著しい能力不足、担当部門の業績に対する責任等を勧案の上で、取締役会で株主総会議案として承認の上、株主総会で決議することとしています。

監査役解任にあたっては、職務執行における法令・定款違反行為、心身の故障、著しい能力不足等を勧案の上で、取締役会で株主総会議案として承認の上、株主総会で決議することとしています。

()経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明については、「株主総会招集ご通知」に開示しています。

【補充原則4 - 1 - 1経営陣に対する委任範囲の概要】

当社取締役会は、「フィロソフィー」に掲げる経営理念に加え、当社の経営方針の一つである「企業価値の向上」を全役員共通の価値判断基準に置き、法令および定款で定められた事項を決議するほか、当社取締役会の判断により重要事項と位置づけるものについても取締役会規則に定め、決議を行うこととしています。これら以外の業務執行の決定については、決裁権限を明確にした社内規則を整備し、取締役会から経営陣に対し適切に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っています。

【原則4 - 9独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社の独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に準拠しております。

独立社外取締役については、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待出来る人物を選定するようにしております。

また、取締役会において忌憚のない意見を述べるができるよう配慮をしております。

【補充原則4 - 11 - 1取締役会のバランス・多様性および規模に関する考え方】

当社取締役会は、「取締役に求められる資質」を制定し、これに基づき取締役候補の選任を行っています。

業容の異なる多様な事業部門を擁している当社においては、経験豊かな各事業の責任者を取締役会の構成員とすることにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を確保しています。

社外取締役は、リスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスに精通した弁護士、国・自治体・教育機関等に精通した企業の経営経験者の2名からなり、そのうち1名は女性社外取締役であります。

また、当社の監査役会は、金融機関経験者、税理士等として、財務・会計に関する豊富な知識を有する専門家を含む社外監査役3名で構成されています。

現時点における当社の取締役会の構成については、本報告書の「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬等決定の機能に係る事項（現状のコーポレートガバナンス体制の概要）」にて開示しています。

【補充原則4 - 11 - 2取締役・監査役の兼務状況】

社外取締役を含む取締役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。その他の兼任状況につきましては、取締役および監査役の個別の兼務状況を株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3取締役会の有効性評価】

当社では、各取締役に対して自己評価アンケートを毎年1回定期的に実施し、その回答をもとに、取締役会にて現状の評価結果及び課題の共有と今後の対応に関する建設的な議論を行っています。

なお、自己評価アンケートの結果、適切に運営されていると評価しております。

また、取締役会とは別に、代表取締役と監査役会との間で定期的に会合を開催しており、当該会合の中で取締役の業務執行に対するフィードバックを監査役会より受けています。

当社取締役会は、独立社外役員を含む取締役・監査役が、各自が持つ知見・経験に基づき自由闊達に議論を行い、適切に経営判断を行えるよう務めています。

- 1.決定されたスケジュールに従い、取締役会は開催され、重要事項につき適切に審議・決定されています。
 - 2.事前に資料を提供した上で、適切な審議項目数・審議時間が設定され、活発な議論が行われています。
 - 3.経営状況について報告を定期的に受け、業務執行の監督をしています。
- 今後も取締役会の実効性を高めるため、その評価は継続的に実施し、評価手法についても、改善を進めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2取締役・監査役のトレーニング方針】
当社では、常勤役員に対しては就任前に法務・税務を含むコンプライアンス研修を実施し、就任後も継続的に必要な知識を習得する機会を提供しています。また、社外役員に対しては就任前に会社状況・役割期待についての説明を行っております。

【原則5 - 1株主との建設的な対話に関する方針】
IR担当部門が、機関投資家・アナリスト向けに決算説明会を半期毎に開催するとともに、適宜、個別訪問やスモールミーティング等を実施いたします。
また、個別訪問および電話取材等の申込みに対しても、積極的に対応いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
渋谷 一正	2,285,600	22.91
渋谷 順	1,416,400	14.20
株式会社希実製作	576,000	5.77
株式会社commons&センス	576,000	5.77
島田 睦	271,000	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	268,500	2.69
杉村 富生	141,400	1.41
日本エンタープライズ株式会社	84,000	0.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	83,900	0.84
浅田 信博	81,900	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 1. 所有株式数割合は、自己株式(287,690株)を控除して計算しております。
- 2. 自己株式は、上記大株主からは除外しております。
- 3. 株式会社commons&センスは、当社代表取締役社長である渋谷順の資産管理を目的として設立された会社であります。
- 4. 株式会社希実製作は、当社大株主である渋谷一正の資産管理を目的として設立された会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原 正紀	他の会社の出身者											
寺田 有美子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 正紀	○	――	国・自治体・教育機関等の委員を歴任するとともに、自ら設立した企業の経営者として産業界においても幅広く活躍されています。同氏の幅広い見識を当社経営に反映させていただくことを目的として、社外取締役として選任しております。現在、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

寺田 有美子	○	_____	弁護士として幅広い見識及び経験を有しており、当社と関係しない独立した立場かつ女性ならではの視点で、当社の経営に関し、広く適切な助言、監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。現在、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
--------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画や監査結果の説明を受けるほか、監査役監査の過程で発見された事項等について四半期に1度定期的に意見交換を実施しております。

監査役と内部監査担当は、毎月1回意見交換を実施し、情報共有を行うとともに、年度監査計画や監査結果の報告書の確認を都度実施しております。また必要に応じて内部監査担当の実査などにも同行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 ()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細川 晴弘	他の会社の出身者													
永島 竜貴	税理士													
大鹿 博文	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目														
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」														
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」														
a	上場会社又はその子会社の業務執行者													
b	上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与													
c	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役													
d	上場会社の親会社の監査役													
e	上場会社の兄弟会社の業務執行者													
f	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者													
g	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者													
h	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家													
i	上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)													
j	上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)													
k	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)													
l	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)													
m	その他													

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

細川 晴弘	○	——	金融機関および事業会社で培った経験を活かして当社の監査業務に従事していただくことで、在任期間中に当社の監査体制が更に強化できるものと判断し、社外監査役としての選任しております。また、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
永島 竜貴	○	——	税理士資格を有し、税務・会計・経理の専門家として財務・会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役として選任しております。また、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
大鹿 博文	○	——	税理士資格を有し、税務・会計・経理の専門家として財務・会計に関する相当程度の知見を有していること、また長年証券会社に勤務し、上場準備会社や上場会社の支援を行っていたことから、社外監査役として選任しております。また、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社は業績達成条件付新株予約権制度を採用しています。
 当該制度は、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、取締役会決議で新株予約権を発行する方法によるものであります。なお、業績達成条件付新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。
 また、譲渡制限特約付株式報酬制度を採用しています。
 当該制度は、当社の取締役および監査役(以下「対象役員」といいます)に当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的としています。対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(譲渡制限特約付株式)の発行又は処分を受けることとなります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

中期経営計画に掲げる平成30年6月期営業利益366百万円の達成および早期達成を目指すにあたり、当社が一体となって目標を達成する士気を高めることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。取締役及び監査役の報酬総額は、それぞれ総額により開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び譲渡制限特約付株式報酬並びにストックオプションで構成されております。基本報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、会社業績、前年度の業務執行、及び今年度の役割期待などを勘案し、取締役会で決定しております。譲渡制限特約付株式報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で取締役会において決定し、各取締役と別途定めた「譲渡制限特約付株式割当契約」を締結しております。ストックオプションについては、目標とする営業利益の達成度合いにより行使が可能となるものを有償で支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートについては、経理管理Divisionにて行っております。取締役会の資料については、事前に経理管理Divisionより配布を行い、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。社外監査役に対しては、常任監査役(常勤)が中心となり、必要な情報の収集や資料の提供などのサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

取締役会は7名で構成されています。毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務遂行に対する監督を行っております。

・監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は3名の監査役で構成され、定期的に監査役会を開催しております。監査役会は1名の常任監査役(常勤)と、2名の非常勤監査役で構成されております。常任監査役(常勤)の細川 晴弘氏は他社での監査経験も豊富で、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。また、監査役は取締役の業務執行について監査・監督を行っております。

・会計監査人

会計監査人については、三優監査法人を選任しております。監査人に対しては、正しい経営情報を提供するため、正確な数値情報の提供にとどまらず、実施検査についても積極的に協力し、公平不偏の立場から適切な監査を実施するための環境を提供しております。

・内部監査担当

内部監査は全Divisionおよびグループ会社を対象とし、業務の効率性の追求のみならず、ガバナンス向上、法令及び諸規程の遵守及びリスク管理の確立を支援することにより、経営の合理化及び能率の促進に寄与することを目的としております。

・責任限定契約

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)または監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

なお、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役は、同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く)もしくは監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治の体制は、取締役会・監査役会制度を基本としております。

事業内容および会社規模等に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、前記のような体制が当社にとって最適であると考え、現状の企業統治体制を採用しております。

取締役会は社外取締役2名を含む7名の取締役で構成されており、取締役会にて十分な議論を尽くして意思決定を行っております。

また、監査役会は3名の監査役で構成されております。常任監査役(常勤)は取締役会のほか重要会議に出席し、経営及び業務執行への監視機能を果たしております。また、各監査役は内部監査担当との連携により内部管理体制の適正性を監視・検証しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月30日を決算日としておりますので、定時株主総会は9月に開催しております。そのため、集中日の問題は回避できていると認識しております。
その他	自社ホームページ(https://www.smartvalue.ad.jp/ir/index.html)に招集通知の全文を掲載しております。 株主総会会場では、1年間の事業の経過と成果などを映像を使用して株主の皆様にはわかりやすく説明するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等の支店等を利用して、個人投資家向け会社説明会の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後に説明会の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書、その他開示資料を適時当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理Division IR担当が中心となり、対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。決算説明会の実施や、決算短信ほか適時開示資料を当社ホームページでの掲載を通じステークホルダーに情報発信してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役はコンプライアンス経営実践のため、法令・定款ならびに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めております。
 - ・内部統制委員会において、全社のコンプライアンス体制の構築支援を行い、取締役会及び監査役会に審議内容及び活動が報告されるものとしております。また、内部通報マニュアルを作成し、当社の従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接報告できる体制としております。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役は、重要な文書等の情報を法令及び社内規程に従い、保存管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとしております。
 - ・情報セキュリティ方針を定め、情報を適切に管理することで、事業を継続させ、損害を減らし社会的な信用を高め企業価値を高めるための体制を構築・整備しております。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理に係る規程・行動指針等を整備し、当該規程等に基づいてリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるなど、全社のリスク管理体制の構築を推進しております。
 - ・重要なリスクについては、内部統制委員会において分析・評価を行い、取締役会にて改善策を審議・決定しております。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・全社の目標を定め、担当取締役はその目標達成のための効率的な方法を定めています。
 - ・担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、対応策を報告するものとしています。
 - ・各取締役は適切に業務を分担し、業務分掌規程に基づき、効率的に意思決定を図るものとしています。
- 5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、子会社等の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「グループ経営管理規定」を定めております。また、子会社に対してもこれを尊重させ、企業集団として理念および統制環境の統一に努めるものとしています。
 - ・子会社等には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行います。
 - ・当社の内部監査担当は、当社全Divisionの監査を実施するとともに、グループ会社の監査を実施または統括し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制およびその適正な運用状況について監視、指導するものとしています。
- 6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席するものとしています。
 - ・取締役及び使用人等は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応することとしています。
 - ・監査役は、代表取締役及び会計監査人（監査法人）との意見を交換する機会を設けることとしています。
 - ・監査役の要請に基づき、兼務の補助使用人を任命しております。当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき当該補助業務を実施するものとし、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の異動、人事考課及び懲戒等については、監査役は意見を述べることができ、取締役はこれを尊重します。
 - ・取締役および使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告します。
 - ・取締役および使用人が、監査役に報告したことを理由として不利な取り扱いを禁止します。
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について、必要とする費用を予算として措置するとともに、当社に対し、法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つことは、企業の社会的責任に反すると共に、当社の事業活動そのものの公平性が疑われるため、当社はこれらに対し、断固たる姿勢で組織的に対応いたします。
- ・反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - 当社における反社会的勢力排除体制としては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、所轄部署は経営管理Divisionとして運用を行っております。万が一反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、経営管理Divisionが中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとれる体制を整備しております。

その他

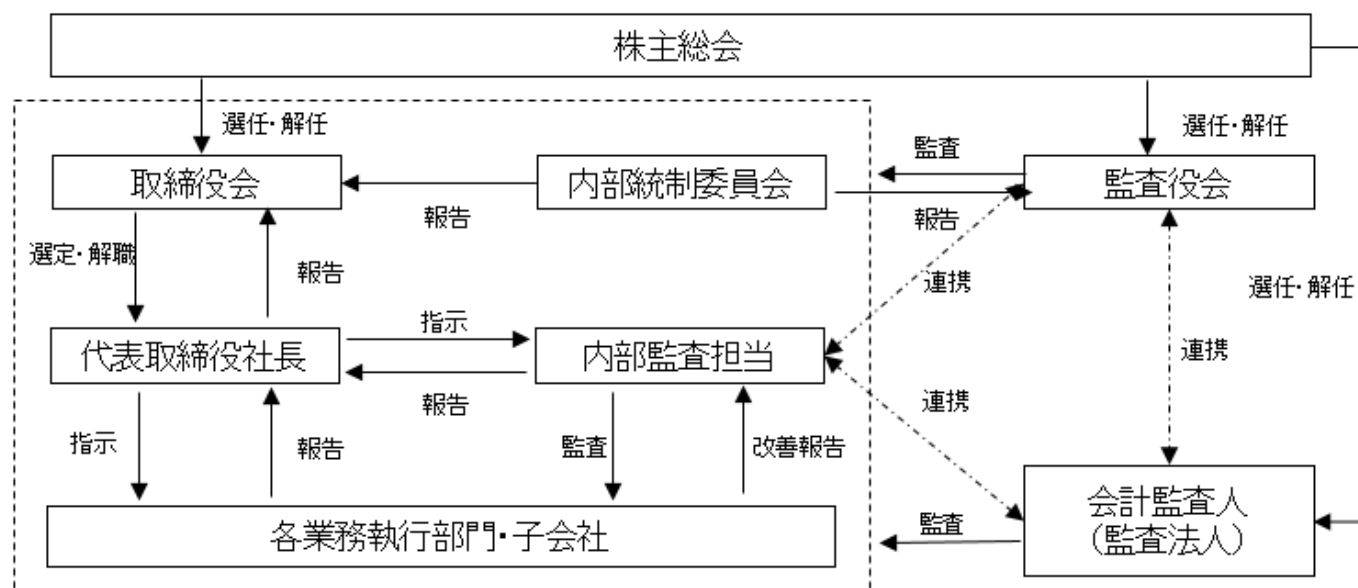
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

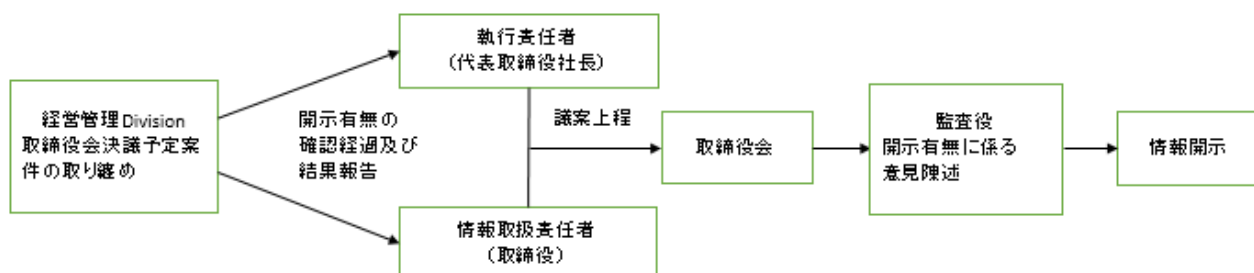
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



【適時開示体制の概要(模式図)】

< 当社に係る決定事実・決算に関する情報等 >



< 当社に係る発生事実に関する情報等 >

